

国立大学法人筑波大学ネーミングライツ・パートナー募集の公募

1 事業名

国立大学法人筑波大学ネーミングライツ事業

2 事業の目的

ネーミングライツとは、本学施設等に団体名や商品名等を冠した「愛称」を付与し、施設等の名称として使用する代わりに、施設等命名権者からその対価を得るものである。

本学では、施設等を特定して、民間の法人、団体及びグループ等の柔軟な発想による施設等命名権者を募集する。

3 事業の内容

募集要項のとおり。

4 事業期間

令和6年5月1日～令和9年4月30日

5 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

応募事業者は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題をおこしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (6) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツを実施する事業者等として適当でないと認められるもの

6 募集要項等説明会の日時及び場所

本件は、募集要項等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。なお、募集要項等関係書類は、本公告の日から下記の場所で交付する。

募集要項等関係書類交付場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課 折戸尚美

電話：029-853-4569 FAX：029-853-2332

e-mail：orito.naomi.gu@un.tsukuba.ac.jp

7 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

8 企画提案書の提出方法等

- (1) 質問事項の受付先等

上記6の募集要項等関係書類交付場所と同じ。

受付期限：令和6年3月6日17時まで

質問は募集要項添付の「質問票」により持参またはe-mailの添付ファイルにより提出すること。

なお、e-mailにより提出する場合は、件名は次のとおりとすること。

【質問】筑波大学ネーミングライツ・パートナー募集の公募

- (2) 質問事項の回答
本学で質問を取りまとめるうえ、応募予定者全員に回答を行う。
- (3) 企画提案書の提出方法
下記①～⑩の資料を企画提案書として提出すること。
 - ① ネーミングライツ事業実施申込書
(募集要項の別記様式第1号) 6部 (正本1部、写し5部)
 - ② 事業提案書 (募集要項の資料様式1) 6部
 - ③ ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書
(募集要項の資料様式2) 6部 (正本1部、写し5部)
 - ④ 役員名簿 6部
 - ⑤ 法人等の概要を記載した書類
(会社概要、企業パンフレット等) 6部
 - ⑥ 定款、寄附行為その他これらに類する書類 6部
 - ⑦ 法人の登記事項証明書 6部 (正本1部、写し5部)
 - ⑧ 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書)
及び事業報告書 6部
 - ⑨ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面
(納税証明書など) 6部 (正本1部、写し5部)
 - ⑩ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し 6部 (正本1部、写し5部)
※詳細内容は募集要項のとおり
- (4) 企画提案書の作成方法等
 - ① 書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
 - ② 書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。
また、提出された企画提案書等については返却しない。
 - ③ 企画提案の内容については、他の企画・提案からの引用及び転載等を禁止する。
- (5) 企画提案書の提出期限等
提出期限：令和6年3月15日 17時必着
提出先：上記6の募集要項等関係書類交付場所と同じ。
(郵送等の場合は、提出期限までに必着のこと)
- (6) 企画提案書の無効
 - ① 企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
 - ② 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
 - ③ 提出期限までに提出されなかった企画提案書
 - ④ 募集要項で要求した本件事業の要求要件を満たしていない企画提案書

9 施設等命名権者の選定及び契約等について

- (1) 事業者の選定
応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内にネーミングライツ・パートナー審査委員会を設置し、ネーミングライツ・パートナー審査基準により審査の上、施設等命名権者を選定する。なお、事業者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (2) 契約の締結
本学と事業者でネーミングライツ導入に必要な事項（施設等命名権者の希望により新規に設置する看板等がないか等）を協議の上、ネーミングライツ・パートナー契約を締結する。

10 スケジュール

- (1) 公募期間 : 公告日 ~ 令和6年3月15日
- (2) 提案書類締切 : 令和6年3月15日17時
- (3) 事業者決定 : 令和6年3月29日(予定)
- (4) 事業期間 : 令和6年5月1日 ~ 令和9年4月30日

11 その他

- (1) 事業実施にあたっては、企画提案書等を遵守すること。
- (2) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

令和6年2月28日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財部担当副学長 氷見谷 直紀